

由利本荘市立岩谷小学校いじめ防止基本方針

[いじめに対する基本的な考え]

「いじめ」とは、児童に対してそれと一定の人的関係にある他の児童が行う心理的・物理的な影響を与える行為（web上も）であり、対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為」であるという強い認識をもち、いじめの問題をおこさない学校や社会を築くことを目標とし、安心して自己の確立ができる環境作りと指導を行う。そのために、学校・家庭・地域が共通認識をもって防止にあたる。

[いじめ対策委員会]

1. 校内なかよし委員会（対策の施行・問題対応にあたる）
（校長・教頭・教務・生徒指導主事・養護教諭・学団主任）
2. 拡大なかよし委員会（方針・対策の検討、事例検討、地域連携にあたる）
（校長・教頭・生徒指導主事・学校評議員・学校評価委員・民生児童委員・児童館・人権擁護委員・駐在所・PTA3役・PTA学年委員長・校外指導部長・スポ少関係者・有識者等）

[いじめの防止]

- 防止策について年間計画を作成し、PDCAサイクルを意識して取り組む。
- ①一人一人に心の居場所のある学級経営に努める。
 - ②道徳、特活において互いの人格を尊重し合う気持ちや態度を育てる。
 - ③生徒指導3機能を生かした授業の実践をする。
 - ④アサーションなどコミュニケーション能力を育む実践を行う。
 - ⑤教職員・保護者がいじめ防止や人権意識向上の研修を行う。
 - ⑥児童会活動において児童自らいじめをなくそうという主体的な取り組みを行う。
 - ⑦教職員、保護者、関係者による児童の遊びの様子の見守り・見回り活動を行う。

[早期発見]

- ①2ヶ月に1回ミニアンケートの実施と必要に応じた教育相談を行う。
- ②年3回「子どもを語る会」、毎月の職員会議後に「ミニ子どもを語る会」を行う。
- ③児童館訪問やスポ少連絡協議会との情報交換を定期的実施する。
- ④相談窓口の設置（保護者には教頭、児童に対しては保健室等）

[いじめに対する措置]

- ①児童の様子や情報等からいじめの気付きがあった場合は即時対応をする。
（担任・生徒指導主事・管理職）
- ②両者、周囲の児童から情報収集し、校内委員会で対応策を検討する。
- ③必要に応じて保護者面談を実施、関係機関へ連絡をし対応する。
- ④関係児童、保護者への今後の指導、支援について連絡確認し、他の児童についても必要な指導を行ったり、防止施策の見直し等を行ったりする。

[保護者や地域との連携]

- ・見守り、見回り活動を行う。
- ・児童の様子や情報交換を行う。
- ・拡大なかよし委員会への参加
- ・連絡体制の構築

[関係諸機関との連携]

- ・警察、児童相談所、民生児童委員、福祉関係、医療機関、SCとの連絡相談ができる体制の構築を図る。
- ・拡大なかよし委員会への参加